



法令適用事前確認手続回答通知書

消取引第582号

令和2年7月1日

確定拠出年金株式会社 代表取締役 徳永 守 殿
照会者代理人 弁護士 山下 良策 殿

消費者庁取引対策課長



令和2年6月9日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。
なお、本回答は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」といいます。）第38条第1項及び第39条第1項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、法第38条第1項及び第39条第1項に係る条文として法第33条との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会者により提供された事実関係を前提とすれば、照会者が実現しようとする事業活動は法第33条第1項に規定する連鎖販売業に該当しないように見えるものの、事業内容変更等により照会者がその役務の提供のあつせんをする者を同項に規定する特定利益を収受し得ることをもって誘引したといえる状況になれば、同項に規定する連鎖販売業に該当し得る。

また、照会者が実現しようとする事業活動が法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に該当する可能性があるので、その該当性については別途判断する必要がある。

2 当該事実と照会対象法令との関係に関する見解及び根拠

法第33条第1項は、「連鎖販売業」を「有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、・・・同種役務の提供（その役務と同一の種類の役務の提供をすることをいう。以下同じ。）若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益（・・・同

種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の主務省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。・・・)を収受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(・・・その役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。・・・)を伴う・・・同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。」と規定している。

「特定利益」については、特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。)第24条においてその要件を規定している。

施行規則第24条第1号は、「同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること」、同条第2号は、「同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の提供により生ずるものであること」、同条第3号は、「同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が取引料の提供若しくは役務の対価の支払を行う場合に当該他の者以外の者が提供する金品により生ずるものであること」と規定している。

「同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者」とは、組織の他の加盟者(現に加盟している者である必要はなく、加盟しようとする者も含む。)のことである。例えば、「あなたが勧誘して組織に加入する人の提供する取引料の〇〇パーセントがあなたのものになる。」と勧誘する場合は施行規則第24条第1号に該当し、「あなたが勧誘して組織に加入する人が購入する商品の代金(提供を受ける役務の対価)の〇〇パーセントがあなたのものになる。」と勧誘する場合は同条第2号に該当し、「あなたが勧誘して組織に加入する人があれば統括者から一定の金銭がもらえる。」と勧誘する場合は同条第3号に該当する。これらの同条に規定する利益は、いずれも組織の外部の者ではなく、組織の内部の者(組織に加入することとなる者を含む。)の提供する金品を源泉とするものであり、組織の外部の者(一般消費者)への商品販売による利益(いわゆる小売差益)は含まれない。

「特定利益・・・を収受し得ることをもつて誘引し」とは、特定利益を収受し得ることをもつて連鎖販売取引をするよう誘うことであるが、特定利益が実現することは要しない。

照会書に「アフィリエイトは、アフィリエイトになろうとする者を照会者のために勧誘し、アフィリエイト登録をあっせんすることができる。(以下、勧誘をしたアフィリエイトを「A」といい、Aの勧誘を受けて登録したアフィリエイトを「B」という。)照会者において、AはBの上位者、BはAの下位者として登録される。同様に、Bはアフィリエイトになろうとする者を照会者のために勧誘し、アフィリエイト登録をあっせんすることができる。(以下、Bの勧誘を受けて登録したアフィリエイトを「C」という。)照会者において、CはBの下位者として登録され、ひいてはAの下位者として登録される。このように照会者において登録されるアフィリエイトは、だれしも当該登録



者を勧誘したアフィリエイトの後順位に登録され、A、B、Cと順に後順位者が続く階層構造で登録される。」とあるものの、「アフィリエイトは、他のアフィリエイトをあっせんしたことによる対価（紹介料その他名目のいかんを問わない）を一切取得しない。」とあることから、照会者がAをその役務の提供のあっせんをする者を法第33条第1項に規定する特定利益を収受し得ることをもって誘引したといえないのであれば、照会者が実現しようとする事業活動は同項に規定する連鎖販売業に該当しないと考えられる。

以上